

## 伏見町による宇治川派流公有水面埋立工事計画の変遷\*

Ujigawa-haryu Canal Reclamation Projects Prepared by Fushimi Town

林 倫子\*\*

By Michiko HAYASHI

### 概要

昭和3年11月起工の宇治川派流公有水面埋立工事は、伏見町により御大典記念事業として施行された。当時の伏見町の経済規模から考えて、本工事は町運をかけた一大事業であったと考えられる。本稿では、主に伏見町会の会議録や決議内容をもとに、宇治川派流の公有水面埋立工事の構想立ち上げから実施までの経緯を述べた。主な成果として、①宇治川派流埋立工事の計画は、淀川改良工事による派流の流水減少を受けて明治末期から大正初期にかけて初めて構想されたこと、②治水事業への傾倒により大正6年以降中断されたこと、③淀川改修増補工事等を原因とする宇治川派流の衛生問題を経て大正14年より再調査が開始され実現に至ったこと、が明らかとなった。

### 1. はじめに

昭和3年11月中旬に起工し昭和5年4月に竣工した宇治川派流公有水面埋立工事は、伏見町(昭和4年5月以降は伏見市)の単独事業で、御大典記念事業として施行された。当時の伏見町の経済規模から考えて、本工事は町運をかけた一大事業であったと考えられる。また田中<sup>1)</sup>や筆者らの前稿<sup>2)</sup>が指摘したように、近世以来の港町伏見町の物流拠点であった宇治川派流の景観や沿岸の土地利用に大きな影響を与えた。日本有数の河川港湾伏見港の近代史、更には伏見町の近代都市形成史からみても重要な出来事であったと見られる。

公有水面工事については昭和10年発行『京伏合併記念伏見市誌』<sup>3)</sup>に詳しく、大正15年の公有水面無償払下の議決から、昭和5年の埋立地公入札までの履歴が纏められている。興味深いのは、この公有水面埋立工事が「新興都市の面目を發揮すべく」行われたということ、具体的には、淀川改修増補工事に伴う宇治川派流の環境変化に対応するため、かつ「市の体裁を維持し舟運に便せん」ために行われた事業であったという点である<sup>4)</sup>。これらの記述からは、当時の伏見町が治水と利水の両面および宇治川派流の環境整備にも多大な関心を払っていた様子が見えるが、公有水面埋立工実施に至るまでの河川整備構想の成立過程に焦点を当てた文献は見当たらない。

そこで本稿では、主に伏見町・伏見市議会の会議録や決議録から、宇治川派流の公有水面埋立工事の構想立ち上げから実施までの経緯を明らかにすることを試みる。

なお宇治川派流は「宇治川支流」とも表記されていたが、本稿では昭和以降一般的となった「宇治川派流」に統一する。

\*keywords : 伏見町, 宇治川派流, 公有水面埋立工事, 淀川改良工事, 淀川改修増補工事

\*\*正会員 京都大学大学院 日本学術振興会特別研究員  
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂 C1-1-208)

### 2. 明治末期から大正初期の埋立工事計画

#### (1) 埋立工事推進の背景

##### a) 淀川改良工事による宇治川派流の流量減少

淀川改良工事の際には、宇治川右岸の伏見町に近接する部分には築堤等の改修はなされなかった。しかし宇治川上流の瀬田川に洗堰が設置され、また伏見町より下流では宇治川付替工事が行われ、更に宇治川水力発電事業による取水取入が開始されたために、宇治川の水位は大きく低下した。明治37年の瀬田川洗堰設置の前後において、累年平均低水位は110cmも低下したという<sup>5)</sup>。このため、平戸における宇治川本流から派流への取水量が著しく減少した。

宇治川派流の流量減少により伏見町の船舶交通は途絶し、商工業者に直接・間接の莫大な損害を与えた<sup>6)</sup>。これを受けて、明治末期には伏見町によって河川改修事業が計画された。これは、管見の及ぶ限りで最も早い時期の、伏見町による宇治川派流改修構想である。その内容については後述する。

更に大正元年2月には、伏見商業会議所が、淀川改修を管轄していた土木局大阪出張所に宇治川派流改修の陳情を行った。しかし同出張所は、派流の流量減少について、淀川改良工事計画時より当然予想された結果であり、予め京都府に照会を行い諮問済となった問題であるとの理由から、内務省とは全く無関係であると回答した。商業会議所の江崎権兵衛会頭ら陳情委員は、同出張所より「相当の便宜を与える」との回答を引き出したものの、宇治川派流の水量減少対策改修は府の工事であるということがはっきりしたため、今後は伏見町長と協議の上で治水委員を選定して計画を遂行する方針とした<sup>7)</sup>。つまりこの時点より、宇治川派流の流量減少対策について、伏見町が主体となって京都府と協議しながら行っていくという方針が定まったものとみられる。

##### b) 宇治川派流沿岸および水面の町財産化への意欲

遊廓地であった中書島の周囲を除く宇治川派流沿岸は、その

多くが官有川縁地とされており、近世以来荷揚場や納屋が設けられていた部分も官有浜地に指定されていた。従って、官有浜地の使用料は使用者から京都府に納められており、伏見町の利益とはならなかった<sup>9)</sup>。伏見町は浜地使用料の決定権も持っておらず、京都府の浜地使用料の大幅な引き上げ指令を受けて浜地使用人から申告を受けた際も、町は、普通の地租税を標準とした徴収方を府に「請願」するという立場でしかなかった<sup>9)</sup>。また、宇治川派流の水面及び浜地を対象とした開発事業についても、町単独では行えず、府の認可を必要とした。

このような状況に対し、伏見町が宇治川派流の浜地や水面の町財産化および開発に積極的な態度を見せ始めたのは、明治末期から大正初期頃であったものと推測される。大正2年2月の京都日出新聞の記事<sup>10)</sup>によると、時期は不明であるが、かつて町内有志が宇治川支流の改修をする報償として浜地払下を請願しようとする町会に附議を行ったことがあったものの、有力者の反対があつて実現しなかったという。しかし大正2年には、京都電気鉄道京橋中書島連絡線軌道敷設を目的として、今富橋筋一帯の宇治川派流沿いの浜地で埋立工事が行われた。これについて同記事は「今更伏見町は該浜地の払下を受けて財源になさざりしを悔ひ居れり」と伝えた。更に同時期の伏見町は、京都府との協議の上、伏見娼妓検査所の移転地として中書島西方西柳町裏の宇治川派流の河原を選び<sup>11)</sup>、後に地上工を行った。

## (2) 大正2年の埋立工事計画可決までの経緯

### a) 明治末期の河川改修事業計画

明治44年10月9日付京都日出新聞の記事<sup>12)</sup>は、宇治川派流の水量減少対策として計画された河川改修事業の内容について報じている。設計は、京都の矢橋設計事務所に囑託されたという。なお、伏見町は明治45年度に矢橋裕<sup>13)</sup>に「宇治川支流本町地内修理実測」を100円で命じており<sup>14)</sup>、この河川改修事業計画が町予算によって進められていたことが確認される。

同記事によると、改修事業設計案は、宇治川派流の浸濁土砂と本流付近の堀内村沿岸から採集した土砂を用いて、平戸橋より蓬萊橋、京橋、今富橋等を経て本流に至る迂回延長線840間（約1500m）の沿岸を埋め立て、川幅を10間（約18m）に縮小するというものである。3種類の設計案のうち、第一種設計は全ての護岸を石垣とする案、第二種設計は京橋より上流の護岸を石垣、下流の護岸を杭柵とする案、埋立面積は両案とも約2万6千坪である。第三種設計は、護岸は石垣とし、今富橋一帯の流水筋を埋立てて三栖濱より本流に合流させる流水筋のみを残す案であり、埋立面積は2万8千坪である。工費は6~8万円の見込みとされた。同記事は、第一、二種設計案と比較して埋立面積の広い第三種設計案について、「往時淀川汽船の京橋に停泊したることある」ことにより町民から反対論があるため実行困難であるが、しかし埋立地を売却すれば工費を支出できるため調査中であると報じた。このことから、当時の町民が河川改修事業による舟運交通の復活を望んでいたこと、また、明治の埋立工事構想段階より、事業費工面を目的とした埋立造

成地売却の検討が行われていたことが確認される。

この明治の改修計画策定時に作成されたと考えられる平面図および断面図が、伏見町の昭和の公有水面埋立工事に関する各種文書類とともに保存されている。平面図および21箇所の河川断面図にはそれぞれ、実測現況図の上に、埋立・浸濁工事を検討したと思しき線が描かれている（図-1）。これらの図面の作成者及び作成年月日は記載されていないが、①明治43年竣工の京阪電気鉄道柿木浜鉄橋が平面図上に記載されていること、②大正2年1月に移転が決定し同年2月より敷地造成の工事が開始された中書島の伏見娼妓検査所の土地が埋立工事前の状態で記載されていることから、これらの図面は明治43年から大正2年までの4年間の実測結果に基づくものと考えられる。更に、③図面上にあらわされた埋立・浸濁計画範囲が新聞記事で紹介された第一種・第二種設計案と酷似している。

断面図より読み取られる埋立工事計画範囲は、前述の京橋中書島連絡線軌道が敷設された京橋以南の浜地のほか、左岸の中書島の周囲、長建寺あたりから今富橋までのみである。しかし平面図には、右岸の本材木から南浜あたりにも埋立計画検討の形跡が見られる（図-2(a)）。また、断面図より読みとられる派流の浸濁範囲は、平戸橋から三栖向の京阪電気鉄道鉄橋間である。

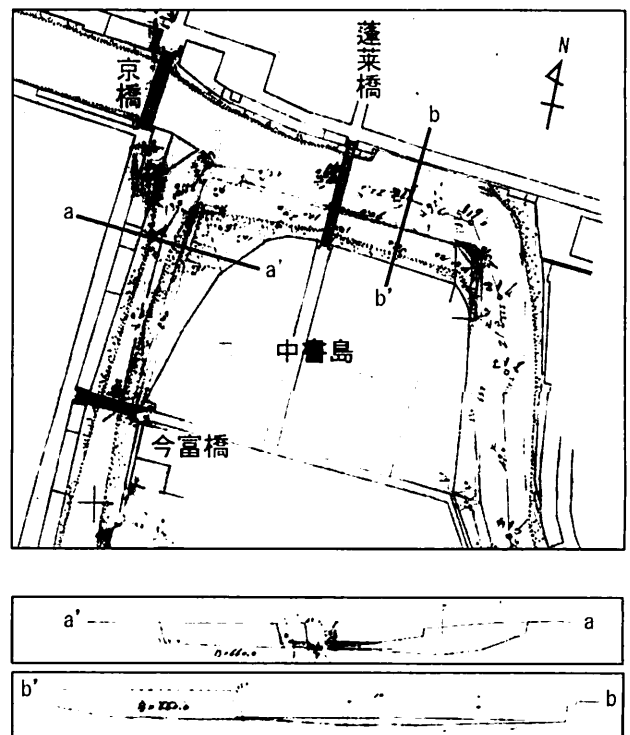


図-1 明治末期の河川改修事業計画に伴い作成されたと考えられる平面図の一部(上)及び断面図の一部(下) (中書島付近のみを抜粋、それぞれ筆者加筆)

### b) 大正2年の宇治川派流埋立工事可決

大正2年6月20日の町会において、伏見町長江崎権一は、伏見町会諮問第一号として、宇治川派流域の字表（現在の表町）から字三栖向（現在の三栖向町）までの埋立工事の施行と、

そのための敷地払下げを出願する旨を提案し、即日可決された。議事録が現存しないため議論の詳細は不明であるが、このときに提案された払下げ出願の浜地は、京橋中書島連絡線軌道の敷設地を含んでいたものの、明治45年の河川調査図面で検討された埋立検討範囲の大部分を占めていた中書島沿岸は含まれていなかった(図-2(b))。

この可決について報じた京都日出新聞<sup>19)</sup>は、この可決のために「過般來、江崎町長等頻りに奔走」したとし「直ちに府知事に申願の筈なり」と伝えている。しかし実際に出願されたのは次項で述べるように大正6年であり、かつ工事計画範囲も異なっていた。

### (3) 大正6年の埋立工事許可申請までの経緯

#### a) 河川調査費の計上

大正5年度予算歳出臨時部の土木費には、河川調査費250円が計上された。これは「宇治川水位の底下ニ依リ舟運不便ノ為メ水位保持調査上利害關係アルヲ以テ之レガ調査費トシテ計上」<sup>19)</sup>されたものである。当初の予算案では500円としていたが「先年調査シタル書類ヲ参考トセラレタキ」<sup>20)</sup>として町会で250円に減額された。この「先年の調査」とは、先述した明治末期の調査結果であると推測される。河川調査費は大正6年度予算にも200円計上されており、京都府に対する埋立工事許可申請の下準備が行われていたものと考えられる。

#### b) 大正6年の埋立工事許可申請

大正6年4月4日の町会では、大正6年度第5~7号議案により、埋立工事許可申請および埋立予定地内の官有川縁地の払下げの出願が決議され、大正6年度伏見町特別会計埋立事業費歳出予算が可決された<sup>21)</sup>。埋立工事の出願理由は、淀川改良工事により流水が減少したのにも関わらず川中が広いままであるため常に土砂が堆積し、町の体裁を阻害しかつ舟運の不便を感じるため、適度な流水を保留し町の体面を維持すること、とされた。

この大正6年の埋立工事申請内容を更に詳しく見ていく。まず、議案文面から読み取られる大正6年出願の埋立計画範囲は、明治45年の河川調査の平面図に描かれた埋立検討範囲(図-2(a))とほぼ同じである(中書島西側の娼妓検査所、京橋中書島連絡線軌道敷設地の埋立は完了しているので除く)。つまり、埋立範囲からして大正2年可決の埋立工事計画とは異なる計画であった。そして予算の歳入・歳出はともに17,528円31銭で、支出のほぼ総てが「埋立地売却代」で賄われる計算であった。つまり、濱や水面を埋立てて得られた造成地を宅地などとして売却することが前提とされた計画であり、この点でも明治末期の計画と酷似していた。従来舟運に供されていた右岸の宇本材木(現在の本材木町)から南浜の官有浜地は地上にずらす計画となっており、計262坪7合4勺の官有地の払下を府に出願、363円83銭の「浜地払受代」も計上されていた。

町会での審議において、議長代理は、調査結果を踏まえて洪水の場合にも差し支えない程度になっているが、出願の際には

関係官庁が精査の上許可するだろうと発言し、洪水との兼ね合いも調査済みであることを示した<sup>19)</sup>。議員2名より質問が出たものの反対意見は出ず、文意字句の訂正を理事者に一任するとして原案通り可決した。

同年9月22日の町会では、第5、6号議案の修正案として第46号議案が提出された<sup>22)</sup>。前案からの大きな変更点は右岸にあり、埋立面積が130坪あまり増加している。これは「官有浜地ト交換スベキ分」として274坪5合1勺が新たに追加されたことによる。この面積は、4月に京都府に払下げを出願した官有川縁地の面積262坪7合4勺にほぼ匹敵する。つまり伏見町は、官有浜地を払下げにより廃止する従来の計画を改め、それとほぼ同面積の官有浜地を新しい右岸の川縁に提供する計画に変更したことがわかる。これについて町会の審議では、埋立面積が増加し一段と川幅が狭くなることを懸念したためであろうか、宇治川派流での船の回轉に支障ないように講究するよう求める意見が唯一出された<sup>23)</sup>が、殆ど議論がなされないままに可決された。

このように、大正6年に申請された埋立工事案が伏見町会に大きく支持されていたことがわかるが、昭和に入るまで府の認可は得られなかった。大正6年12月24日の町会で議長は「種々ノ事情ニ依リ」依然不認可のままであると答弁している<sup>24)</sup>が、如何なる事情があったのかは明らかではない。

### 3. 淀川改修増補工事実現に向けた取り組み

大正6年9月末に発生した大正大洪水は、淀川流域の各地に甚大な被害をもたらした。流域の団体は淀川改修増補工事の実施を求める働きかけを京都府や内務省に行った。

伏見町も大正大洪水により数十年来稀に見る浸水被害に見舞われた。ただし伏見町の場合、先の淀川改良工事で宇治川の伏見の前の部分に全く築堤がなされなかったこと、従来遊水地としても機能していた巨椋池と宇治川との接続が変更されたことが特に大きな不満を生んでいた。大正6年10月21日に決議された京都府知事宛の陳情書では、現在の伏見町が「第二ノ巨椋池ト化シ」浸水の危機に瀕していると訴え、防水設備および瀬田の洗堰開門での水量調節、下流河川の浚渫方法をそれぞれ詮議するよう陳情した<sup>25)</sup>。

以上のような経緯より、大正大洪水以降の伏見町の宇治川派流に対する関心は、従来の舟運環境の向上及び沿岸開発から治水へと大きく傾くこととなり、宇治川派流の埋立に関する議論はしばらく見られなくなった。この方針変更を端的に表す事実として、大正7年度予算からは従来の「河川調査費」に代わり「治水調査費」が計上されるようになったことが挙げられる。治水調査費は「支出ノ内容ハ明言シ得ザルモ淀川再改修ニ関スル調査費ニ支出スル」<sup>26)</sup>目的で計上されたものであり、減額されることもあったが次年度以降も毎年計上された。治水問題に対して伏見町は大変熱心に取り組んでおり、伏見町も加盟していた淀川治水会が内務省土木局へ改修事業実施交渉を行って

たのとは別に、町単独で治水委員の派遣を行い、陳情を行っていたようである<sup>29</sup>。

ただし、先の陳情書内で伏見町が挙げた治水対策、宇治川の浚渫や本流と派流を遮断する防水施設の建設は、更なる宇治川派流への流入量減少を招く恐れが強く、舟運拠点としての発展を旨とする伏見町としては非常に難しい舵取りを迫られていた。そのため治水調査においては、改修増補工事の治水効果だけでなく平常時の派流への影響も同時に調査されていたようである。例えば改修増補工事前の大正8年には、治水調査費による調査の一環として、改修増補工事が派流の水位に及ぼす影響の調査を元京都府技師の矢橋氏に依頼していたという<sup>30</sup>。

伏見町から関係官庁への働きかけがどれほどの効果をもたらしたのかは不明であるが、大正11年以降着手された淀川改修増補工事においては、伏見町の前の宇治川右岸に新堤が築かれた上（大正11年6月着工）、本流から派流への水の取り入れ口である平戸には樋門が設置され（大正12年11月着工、大正15年3月竣工）、派流から本流への水の出口である三栖には派流の水面勾配緩和を目的とした三栖洗堰（大正13年9月着工、昭和3年3月竣工）と、宇治川本流と派流の舟運連絡を計ることを目的とした三栖閘門（大正15年2月着工、昭和4年3月竣工）が設置された<sup>31</sup>。これらの整備内容には、洪水時に宇治川本流からの洪水流を遮断する目的と、渇水で派流の水量が著しく低下した際に派流の水を堰き止めある程度の水深を確保する目的の両方が考慮されており、伏見町の要望がよく取り入れられていたといえる。

#### 4. 大正末期の埋立工事再推進

##### (1) 宇治川派流の環境悪化に伴う搖蚊問題の発生

淀川改修増補工事による伏見新堤の築堤、平戸・三栖の両閘門の着工と同時期である大正12年度より、宇治川派流に衛生問題が起こった<sup>32</sup>。毎年のように宇治川派流の各所に搖蚊が大量発生するようになったのである。

大正13年の搖蚊被害の様子については「大正十三年度事務報告」<sup>33</sup>に詳しい。5月には沿岸住民より町に陳情があった後、町長及び衛生委員が現場を視察、5月20日に緊急町会が開かれ、その後5月23日から6月22日までの1カ月間に渡り青年団や陸軍人分会員なども出動して様々な駆除予防の取り組みが行われた。流水の底にたまった汚泥中の卵や幼虫を流出させるため、発動機船の後尾に網を付けて汚泥を混濁させ、川浚船で沿岸の泥土を浚渫した。また成虫の点火誘殺や沿岸石垣に付着した卵塊の掃蕩も試みられた。この年の搖蚊駆除対策としての河底浚渫費は5000円にも上った<sup>34</sup>。伏見町は、駆除方法の研究を専門家である名和昆虫研究所技師の名和梅吉や京都帝国大学農学部昆虫学教室助教授山田保治に囑託したが、両氏はその駆除が甚だ困難であると回答したという。

翌年大正14年も、4月の時点で既に前年の最も酷い時期同様の状態<sup>35</sup>であり、食事すらも満足に出来ない有様であったと

いう<sup>36</sup>。4月24日町会では、この問題に関して沿岸住民から提出された請願書が取り上げられた。請願書は、近年の旱魃と、平戸樋門工事による宇治川派流の取水口の閉塞が原因となって、派流内の悪水が逆流し衛生状態が悪化したことが、搖蚊発生の原因であるとした。その上で、これまでの駆除作業は根本的解決には繋がらないため、宇治川派流へ清水を流通させ悪水と共に本流に流出させるよう懇望した。

請願書及び同日の町会の議論では、搖蚊問題に対し主に2つの解決策が提案された。一つは平戸樋門改造及び浚渫による適量な取水量の確保、いま一つは派流内に排出される汚水対策である。

香川町長は町会において、これらの対策について事前に調査を行い、関係各所と協議を行っていたことを説明した。

前者の取水量確保対策のうち、浚渫については、経費の調査を行ったものの古川主任より「到底絶対駄目」との復命を受けたという。平戸樋門改造については、町長は内務省牧方出張所長<sup>37</sup>の谷口技師に面会して意見を述べたものの、本流が渇水状態にあるために派流の水位の方が高く、平戸樋門が無ければ逆に派流の水が本流に流出するとして、技師からは改造に否定的な意見を伝えられたという。しかしながら、搖蚊問題の解決には派流への流水復活が不可欠であるという請願書の趣意は町会議員の大多数に共有されていたようで、京都府および内務省に交渉の上目的達成の努力をしていく旨が同日決議された<sup>38</sup>。

後者の汚水対策に関しては、四方合名会社から濠川に排出される汚水について対策を講じるべき、との意見が複数議員よりあがった。四方合名会社は味噌・白酒・焼酎の製造を行っていた酒造会社で、大正7年以降、合計の酒類製成高では伏見町第一位であった<sup>39</sup>。宇治川派流一帯の環境悪化はこの四方合名会社から放流される沈殿物の混じった濁水が原因である、という噂は町内に広く共有されていたようで、大正13年にはこの件について町の臨時委員が再三再四交渉を重ねたという<sup>40</sup>。町長は、学者の研究結果が発表されるまでは搖蚊発生と同会社からの排水との関連は断定できないとしながらも、会社側には相当の対策を講じるよう頻りに指導してきたこと、またこの排水を堤防を越えて宇治川本流に流下させる案についても検討したことがあることを述べた。

以上の議論の内容からは、搖蚊問題解決を目的とした宇治川派流の河川環境整備の必要性が大正13年より水面下で議論されていたこと、特に町長が中心となって関係各所と協議を行っていたことが確認できる。

##### (2) 河川調査の再開

大正14年には、伏見町の宇治川派流埋立工事に向けた取り組みが再び見られるようになった。香川町長は大正14年度予算案として、前年度より継続して計上されていた「治水調査費」100円に加えて「河川調査費」300円を提案した。町長の説明によると、この「河川調査費」は、埋立地の掘下げを受けて町財産の造成をすることを目的とし、先年調査に加えて適当

な調査を試み、その成果によって上司に申請することを目的としたものであった<sup>30)</sup>。この河川調査費について町会では、宇治川派流を廃川にはしないが一定の運河としてその余剰地を無償交付するための下調査をする費目である、と確認されており<sup>31)</sup>、大正初期に一度頓挫した埋立工事計画の再検討であることがわかる。最終的には、宇治川派流の調査を「治水調査費」から運用した実績があるという理由により「河川調査費」の項目は廃止され、「治水調査費」に一元化されたが、宇治川派流埋立工事計画再検討に対する町長の方針は議会で否定されることはなかった<sup>32)</sup>。

時期的な重なりから、香川町長によるこの埋立工事構想は、前項に述べたような格蚊対策と同時並行であたためられたものと考えられる。従って大正末期の埋立事業推進の目的には、舟運交通対策という従来の側面に加えて、河川環境悪化対策という新たな側面が加わったものと考えられる。

### (3) 大正15年の公有水面埋立工事免許申請から認可まで

大正15年10月28日の町会では、宇治川派流埋立工事計画に伴う水面敷払下の出願が決議された<sup>33)</sup>。その出願理由は「本町管内淀川流域宇治川派流へ通流ノ関係上雑草繁茂シ汚物捨場ト等シク護岸不体裁ニアルヲ以テ之ガ整理ヲ為シ水運ノ便ニ資シ本町ノ体面ヲ維持セン為メ水面敷不用部分ノ払下ケヲ出願スルノ必要アルニ依ル」とされ、大正6年時の出願理由と酷似している。

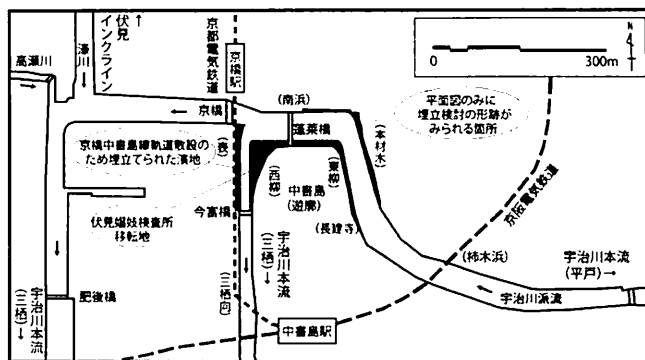
当時の埋立面積は計5519坪5合であり、大正6年計画の計1516坪9合7勺<sup>34)</sup>に対し大幅に増加した(図-2(c))。増加の理由のひとつは、従来は埋立範囲ではなかった右岸の柿木浜以東が新たに追加されたことにある。しかし、大正6年時にも計画範囲であった左岸中書島周囲の埋立面積も、804坪8合から1900坪8合と2倍以上に増加しており、大正6年時よりも埋立幅を大幅に拡大したものとみられる。これは、淀川改修増補工事により宇治川派流に求められる洪水流疎通機能が低下し、より積極的な埋立計画が可能となったためではないかと考えられる。

大正15年11月25日には、上記決議を受けて府への出願が行われた<sup>35)</sup>。しかし同年12月17日付の府内務部長からの返答は、隣接町村等との関係、更には護岸工事・改修工事等の「相当施設」の計画がないことを理由に、用途の廃止及び払下げを不許可するものであった<sup>36)</sup>。

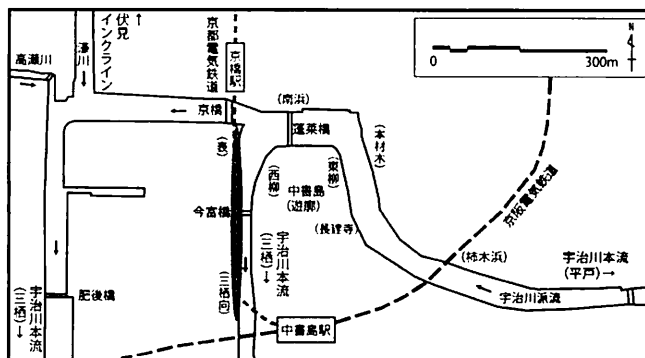
翌年昭和2年2月26日、伏見町は京都府に対し、公有水面埋立工事の免許申請を行った<sup>37)</sup>。この案の埋立面積は、大正15年決議より若干少ない5429坪3合2勺であった。しかし大正15年の計画範囲に加えて、蓬莱橋から濠川合流点までの右岸が新たに追加された(図-2(c))。この部分は、昭和3年の最終計画案において、30坪の「共同荷揚場」30坪3合1勺が計画された部分である<sup>38)</sup>。また、計画説明書には護岸を鉄筋コンクリートに改造することが明記された。以上の内容は、沿岸施設計画の不備という前回の不許可理由を受けた修正であった

ものとみられる。

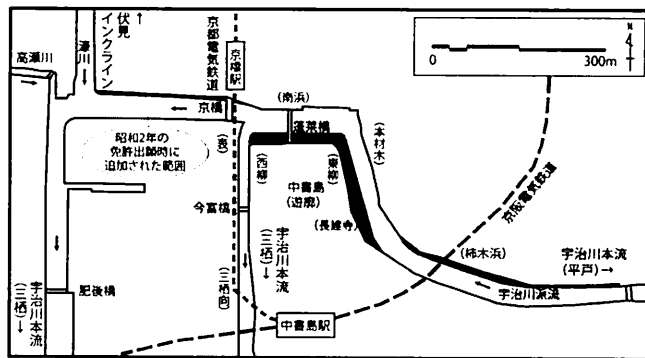
この免許申請に対し京都府は、昭和2年3月28日付の二三第一一五八号により伏見町に必要書類調書の再提出を命じ、ここで初めて京都府は公に伏見町の埋立工事申請に応じる構えを見せた<sup>39)</sup>。その後、工事費節約のために護岸工事が矢板工に変更されるなどしたが、昭和4年11月中旬に埋立工事は起工され<sup>40)</sup>、昭和5年5月1日に竣工式が行われた。



(a) 明治末期の河川改修事業計画による埋立計画範囲  
(大正6年申請の範囲もこれに準ずる)



(b) 大正2年可決の埋立計画範囲  
(議案内には工事を行う字名の記載しかなかったため  
大まかな範囲のみを示した)



(c) 大正15年出願の埋立計画範囲  
および昭和2年免許出願の埋立計画範囲

図-2 宇治川派流埋立工事計画範囲 (筆者作成)

## 5. おわりに

本研究の主な成果を以下にまとめる。

- ・伏見町が単独工事として行う宇治川派流埋立工事の計画は、淀川改良工事による派流の流水減少を受けて、明治末年から

大正初期にかけて初めて構想された。その目的は舟運の不便を解消することとされ、官有川縁地の払下げを受けた上でそれを埋立て、その埋立地売却代金を工事費に充てるという方針もこの頃定まった。しかし府の認可が得られず頓挫した。

- ・大正6年の大正大洪水を受け、伏見町の関心は治水面に大きく傾き、埋立工事計画は一度中断した。ただし、淀川改修増補工事実施までの期間に行われた治水調査では、本流工事による宇治川派流の水位への影響などが調査されていた。
- ・大正12年の淀川改修増補工事の起工以来、濁水と工事による本流からの流入が途絶え、かつ町内より排水される汚水が溜まり、宇治川派流の環境悪化が深刻となった。特に搖蚊の大量発生問題は衛生問題に発展し、川底の浚渫等の対策が講じられたものの根本的解決には至らなかった。大正14年に町長は、埋立工事計画に関する調査を開始、翌15年には府に出願した。計画理由は大正6年出願時と酷似していたが、計画内容には淀川改修増補工事の影響が見られた。その後府からの施設計画面での不備の指摘を受け、翌昭和2年に計画を補強修正して再度申請、昭和3年には初めて、府より認可に向けた働きかけを受けた。

#### 参考文献および補注

- 1) 田中尚人, 川崎雅史: 京都伏見における水辺の近代化に関する研究, 土木計画学研究・論文集, No. 19, pp. 331-338, 2002.
- 2) 村尾有紀, 林倫子, 山口敬太, 久保田淳明, 川崎 雅史: 近代伏見における濱の利用転換に関する研究, 平成22年度土木学会関西支部年次学術講演会講演概要集, IV-33, 2010.
- 3) 京伏合併記念会: 京伏合併記念伏見市誌, 1935.
- 4) 前掲3): 京伏合併記念伏見市誌, p. 174
- 5) 坂本助太郎: 淀川水位の變遷, 流量分配並瀬田川の排水量と流量との関係(二), 水利と土木, 4巻1号, pp. 17-22, 1931.  
平戸の上流に位置する, 紀伊郡向島村大字向島親月橋の上流左岸の水位標による観測値。明治6~37年の32ヶ年の累年平均低水位と, 明治38~昭和4年の25ヶ年のそれを比較した値。
- 6) 明治44年10月9日付京都日出新聞「伏見河川改修の議」の記事
- 7) 大正元年2月15日付京都日出新聞「宇治川支流改修問題」の記事
- 8) 大正4年9月28日町会, 大正4年度第22号議案の議論によると, 宇治川派流の川縁地が伏見町に払下げられ, 町がその使用料を徴収したのは, 大正4年が初めてであった
- 9) 大正2年3月3日付京都日出新聞「伏見町濱地使用料問題」の記事
- 10) 大正2年2月17日付京都日出新聞「宇治川濱地払下問題」の記事
- 11) 大正2年2月11日付京都日出新聞「伏見娯換所敷地決定」
- 12) 前掲6): 明治44年10月9日付京都日出新聞「伏見河川改修の議」の記事
- 13) 大正14年3月25日伏見町会の中村太三郎議員の発言にある, 元京都府技師の「矢橋氏」と同一人物ではないかと考

えられる(後掲26))

- 14) 大正2年3月第4号報告「明治四十五年自一月至十二月伏見町役場事務報告」〔河身修繕ノ部〕
- 15) 大正2年6月22日付京都日出新聞「宇治川支流埋立可決」の記事
- 16) 大正5年3月20日伏見町會々議録, 議長清水助役の発言
- 17) 大正5年3月30日伏見町會々議録, 調査委員中村太三郎の発言
- 18) 大正6年度第5号議案(大正6年度伏見町特別会計埋立事業費歳出予算), 第6号議案, 第7号議案, いずれも大正6年2月27日提出, 同日決議
- 19) 大正6年4月4日伏見町會々議録, 議長代理清水助役の発言
- 20) 大正6年度第46号議案, 第48号議案, いずれも大正6年9月22日提出, 同年10月14日決議
- 21) 大正5年10月14日伏見町會々議録, 議員辻喜代蔵の発言
- 22) 大正5年12月24日伏見町會々議録, 町長仙石卯策の発言
- 23) 大正6年度第52号議案, 大正6年10月21日提出, 同日決議
- 24) 大正7年3月4日伏見町會々議録, 番外議員清水助役の発言
- 25) 大正8年12月10日伏見町會々議録, 町長仙石卯策の発言  
大正11年10月13日伏見町會々議録, 議員中村太三郎の発言
- 26) 大正14年3月25日伏見町會々議録, 議員中村太三郎の発言  
明治末期の河川改修事業計画において設計を囑託した矢橋裕(前掲13))と同一人物ではないかと考えられる
- 27) 建設省近畿地方建設局: 淀川百年史, pp. 551-560, 1974.
- 28) 大正12年度の搖蚊被害について記した資料は現在見当たらないが, 大正14年3月10日第6号報告「大正十三年度事務報告」によると, 前年度報告においても搖蚊被害について報告されていたことがわかる
- 29) 前掲28): 「大正十三年度事務報告」
- 30) 大正14年度第1号議案「大正十四年度京都府紀伊郡伏見町歳入出豫算」, 「河底浚渫費」の大正14年度予算は1000円, 前年度は5000円計上されていた
- 31) 大正14年4月24日伏見町會々議録, 野田與三郎の発言
- 32) 大正14年4月24日付, 林正七外より提出された請願書, 大正14年4月24日伏見町會々議録内にその内容を記載
- 33) 枚方出張所のことか
- 34) 大正14年度第22号議案, 大正14年4月24日提出, 同日決議
- 35) 伏見酒造組合: 伏見酒造組合誌, p. 217, 1955.
- 36) 大正14年4月24日伏見町會々議録, 野田與三郎の発言
- 37) 大正14年3月12日伏見町會々議録, 町長香川静一の発言
- 38) 大正14年3月25日伏見町會々議録, 議員竹中実二の発言
- 39) 大正14年3月25日伏見町會々議録
- 40) 大正15年度第54号議案, 大正15年10月28日提出, 同日決議
- 41) 前掲20): 大正6年度第46号議案
- 42) 大正15年11月25日付「水面敷無償払下出願ノ件」
- 43) 大正15年12月17日付五土第七二七九号「宇治川派流川敷払下ニ関スル件」
- 44) 昭和2年2月26日「公有水面埋立工事ニ関スル件」
- 45) 前掲3): 京伏合併記念伏見市誌, p. 184
- 46) 昭和2年3月28日付二土第一一五八号「公有水面埋立ノ件」
- 47) 前掲3): 京伏合併記念伏見市誌, p. 182